

越監告示第 18 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和4年4月18日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

市民協働課 令和4年1月11日（火）～1月13日（木）

2 措置状況

表 題	交付金の算定について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>地域自治振興事業交付金の算定について、地域自治振興条例施行規則第18条第4項に規定されているが、剰余金に係る翌年度の交付金減額調整がされていない事案が見受けられた。</p> <p>当該規則に基づいた適正な算定を行うよう、財務当局監理のもと、事務手順等について改められたい。</p>
措置の内容	<p>地域自治振興事業交付金の算定につきましては、決算時に剰余金が発生した際には、翌年度の交付金の減額調整を行うべきところ、一つの地区で、令和元年度決算審査による減額調整が、令和2年度交付金算定に反映されないまま、交付決定され、交付金が支払われていました。</p> <p>原因として、交付審査の際に、決算審査起案との突合が漏れたことと、回付時の検算チェックが不十分だったことが挙げられます。</p> <p>今後は、複数人による検算の実施と突合確認を徹底するとともに、適正に処理できるよう財務当局と協議し、業務手順を見直しました。</p>